

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2101003	処分名	売却、抵当及び質入れの為の認可			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 危機管理部	課	防災危機管理課			
根拠規定	水難救護法				第16条第4項	
基準規定	①	水難救護法			第16条第4項	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月31日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>船長又は船舶所有者から市長の保管する船舶又は積荷を売却し、抵当とし、又は質入れする旨の申請を受けたときは、市長は次の事項に該当するかを確認し、判断する。</p> <p>(1)申請者は、当該船長又は船舶所有者であること。</p> <p>(2)救護費用を納付するため、売却、抵当又は質入れが必要であると認められること。</p> <p>(3)積荷は、当該船舶の積荷であること。</p> <p>※ 基準規定(参考) [船長又は船舶所有者に対する物件の引渡及び船舶又は積荷の売却又は担保供与] 第十六条 船長又ハ船舶所有者ハ救護費用ヲ納付シテ市町村長ノ保管ニ係ル金銭其ノ他ノ物件ノ引渡ヲ受クヘシ ②船長又ハ船舶所有者ニ於テ市町村長ノ相当ト認ムル担保ヲ供スルトキハ前項ノ金銭其ノ他ノ物件ノ全部若ハ一部ノ引渡ヲ受クルコトヲ得 ③左ニ掲クル物件ハ前二項ノ規定ニ拘ラス其ノ引渡ヲ受クルコトヲ得 一 船員ノ所持品 二 船員及旅客ノ食料 三 運送賃ヲ支払フコトナクシテ船中ニ携帯スル旅客ノ手荷物 四 第十七条第二項ニ掲クル物件 ④市町村長ノ保管スル船舶又ハ積荷ヲ売却シ抵当ト為シ又ハ質入セントスルトキハ市町村長ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ市町村長必要アリト認ムルトキハ之ニ立会フヘシ ⑤前項ノ処分ニ因リ取得シタル金銭其ノ他ノ物件ハ市町村長之ヲ保管スヘシ ⑥市町村長ニ於テ第十一条又ハ前項ノ規定ニ依リ金銭ヲ保管スル場合ニ其ノ金銭救護費用ノ金額ニ達シタルトキハ直ニ其ノ金銭ヲ以テ救護費用ヲ支弁シ其ノ残額ハ保管ニ係ル他ノ物件ト共ニ船長又ハ船舶所有者ニ引渡スヘシ</p>					
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等						
備考	処分の先例がないため標準処理期間の設定が困難					